

道路賠償責任保険契約に係る仕様書

広島県土木建築局

道 路 賠 償 責 任 保 険 仕 様 書

1 業務名

道路賠償責任保険

2 対象道路

- (1) 道路法に基づき広島県が管理する道路（以下「道路法道路」という。）
- (2) 港湾法に基づき広島県が管理する道路及び橋梁（以下「臨港道路」という。）

3 契約締結の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61 J 損害保険」の資格を認定されている者であること。
- (5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項に規定する損害保険業免許を有している者であること。
- (6) 賠償に関する事故内容検証及び協議、資料提供等の支援を行う体制を有する本店又は支店、営業所を広島市内に有していること。
- (7) 過去 3 年以内に国又は地方公共団体と道路賠償責任保険の契約を締結し、誠実に履行していること。
- (8) 特約について
 - ア 施設所有管理者特約条項に道路追加条項を含めること。
 - イ 機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を含めること。
 - ウ 費用内枠払特約は不担保とすること。
- (9) 保険金額及び免責金額は、次のアからウに定めるとおりとする。

ア 対人賠償保険金額	1 名につき	3,000 万円
	1 事故につき	5 億円
イ 対物賠償保険金額	1 事故につき	1,000 万円
ウ 免責金額	対人賠償・対物賠償とも無し	

4 対象道路実延長（管理延長）

道路法道路及び臨港道路 4,252.11 km

- (1) 道路法道路 4,180.93 km
- (2) 臨港道路 71.18 km

5 保険履行期間

令和8年4月15日午後4時から 令和9年4月15日午後4時まで

6 その他の条件

- (1) 広島県が管理する道路上の事故の円満な解決に向けて、全力を挙げて援助、協力すること。
- (2) 車両損害額が20万円以上になる見込みの場合は、アジャスターを修理工場へ派遣すること。
- (3) 事案の解決に必要な場合、県の求めに応じ、事故に関する調査を行うこととし、その結果について意見を付して報告すること。
- (4) 広島県土木建築局の職員だけで対応が困難となった場合は弁護士へ折衝を委任することがあるので、広島県からの協議に対応すること。
- (5) この契約による事務処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「保護法」という。）の規定並びに「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を順守すること。
- (6) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、同法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合があること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は履行中に疑義が生じた場合は、土木建築局道路河川管理課と協議して決定するものとする。